

島根県高等学校体育連盟主催大会における部員不足による複数校  
合同チーム編成規定

島根県高等学校体育連盟  
平成 17 年 11 月 25 日制定

2 校以上の合同チームは、下記の条件で島根県高等学校体育連盟主催大会への参加を認める。  
なお、本規定は少子化にともなう少人数の運動部に大会参加の機会を与えることを趣旨とするものであり、競技力向上及び勝利至上を第一の目的とする合同チームには適用されない。

記

- 1 合同チームとは、学校内に部活を持つ、複数の高等学校で編成した 1 つのチームである。
- 2 学校単独では出場最低人数には足りず、チーム編成ができないとき、各高等学校の校長の判断により、合同でチームを編成することができる。ただし、競技力向上および勝利至上の趣旨でなく、合同チーム編成が適正であると認められた場合に限る。
- 3 合同チームの編成は、原則として個人の部を持たない種目の団体の部において編成を認める。
- 4 合同チームは監督と各学校の引率教職員をつけ、計画的に合同の活動行っている部に限る。
- 5 合同チームを編成する場合の出場最低人数や参加資格等大会参加基準は、各専門部において決定する。
- 6 合同チームの大会参加の場合は、各高等学校より引率教職員をつける。
- 7 合同チームの参加を認める大会については、各専門部において決める。ただし全国高等学校総合体育大会への参加は認められない。
- 8 合同チーム名は該当校同士で協議し、各学校連名で表示する。
- 9 合同チームを編成する場合の手続。
  - ①各専門部で作成した大会参加申請書を各専門部長に提出する。  
※大会参加申請書は、合同チームを編成するすべての校長の承認があること。  
各学校は、合同チーム編成承認申請書（様式 2）に必要事項を記入し、各専門部に提出すること。
  - ②各専門部において承認された場合は、様式 1 により県高体連会長に報告する。